

裁判における支援制度



質問：刑事裁判が開かれます。
どのような支援制度がありますか？

被害にあわれた方などが、刑事裁判に参加したり、証言したり、裁判の記録を見たりしたい場合、様々な支援の制度があります。
【詳しくは、各問合せ先（P27）にご確認ください】

制 度	内 容	問合せ先
被害者参加制度	故意の犯罪行為により人を死傷させた罪や、過失運転致死傷罪などの被害にあわれた方やご遺族の方は、刑事裁判に参加できます。	検察庁
被害者参加旅費等支給制度	刑事裁判に被害者参加人として出席した場合、旅費(交通費)、日当や宿泊費が支給されます。	法テラス 又は 裁判所
被害者国選弁護士制度	被害者参加をされる方が、資力が乏しい場合、弁護士の援助を受けられるよう、国が弁護士報酬及び費用を負担する制度です。	法テラス
優先的傍聴	裁判の傍聴希望者が多い場合、被害にあわれた方などの事前の申出があれば、優先的に傍聴席が確保されるよう、できる限りの配慮がなされます。	検察庁 又は 裁判所

制 度	内 容	問合せ先
刑事事件の記録の閲覧・コピー	第一回目の裁判の日の後から終結までの間、裁判所にある刑事事件の記録を見たり、コピーしたりできます。	検察庁 又は 裁判所
情報の保護	性犯罪等の被害にあわれた方の氏名などについて、裁判で公にしないよう希望できます。	検察庁
裁判で証言する場合の不安等緩和措置	証言の時、不安を軽くする工夫があります。 ○ 証人への付添い ○ ついたて等の遮へい物の設置 ○ ビデオリンク方式の証言 (別室からモニターを通じて証言)	検察庁
意見陳述	犯罪被害に関する心情や、その他事件に関する意見を述べることができます。	検察庁
刑事和解	被告人と和解（示談）した場合、被告人と共同で申し立てることで、示談内容を刑事裁判の調書に記載してもらうように求めることができます。 民事裁判を起こさなくても強制執行の手続をとることができます。	裁判所 又は 検察庁
損害賠償命令制度	殺人や傷害などの故意の犯罪行為による被害にあわれた方などが、刑事事件を担当した裁判所に対し、加害者に損害賠償を命じるように求めることができます。	裁判所 又は 検察庁